



年金について考える本

ゆとりある未来のために



■年金請求書に加え、請求手続きに必要な添付書類等の一例

- 年金手帳、基礎年金番号通知書 ●厚生年金保険被保険者証 ●年金証書



(昭和30年頃～49年頃まで発行)

- 雇用保険被保険者証 ●厚生年金基金加入員証 (加入していた基金により異なります)



■千葉県内の年金事務所および街角の年金相談センター・管轄区域一覧

千葉年金事務所	〒260-8503 千葉市中央区中央港1-17-1 ☎043(242)6320(代) 千葉市(中央区・若葉区・緑区)、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、夷隅郡、長生郡、山武郡
ねんきんサテライト茂原 (千葉年金事務所 茂原分室)	〒297-0023 茂原市千代田町1-6 茂原サンヴェルプラザ1階 ☎0475(23)2530(代) 千葉市(中央区・若葉区・緑区)、茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、夷隅郡、長生郡、山武郡
幕張年金事務所	〒262-8501 千葉市花見川区幕張本郷1-4-20 ☎043(212)8621(代) 千葉市(花見川区・稲毛区・美浜区)、佐倉市、習志野市、四街道市、八街市、富里市、印旛郡(酒々井町)
船橋年金事務所	〒273-8577 船橋市市場4-16-1 ☎047(424)8811(代) 船橋市、八千代市、印西市、白井市、印旛郡(幕張年金事務所管轄の地域を除く)
市川年金事務所	〒272-8577 市川市市川1-3-18 SRビル市川3階(市川ランドホテル同ビル) ☎047(704)1177(代) 市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
松戸年金事務所	〒270-8577 松戸市新松戸1-335-2 ☎047(345)5517(代) 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
木更津年金事務所	〒292-8530 木更津市新田3-4-31 ☎0438(23)7616(代) 木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
佐原年金事務所	〒287-8585 香取市佐原口2116-1 ☎0478(54)1442(代) 香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡
ねんきんサテライト成田 (佐原年金事務所 成田分室)	〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイトウン成田2階 ☎0476(24)5715(代) 香取市、銚子市、成田市、旭市、匝瑳市、香取郡
街角の年金相談センター千葉	〒260-0027 千葉市中央区新田町4-22サンライツビル1階 ☎043(241)1165(予約受付専用)
街角の年金相談センター船橋	〒273-0005 船橋市本町1-3-1フェイスビル7階 ☎047(424)7091(予約受付専用)
街角の年金相談センター柏	〒277-0005 柏市柏4-8-1柏東口金子ビル1階 ☎04(7160)3111(予約受付専用)
街角の年金相談センター市川(オフィス)	〒272-0034 市川市市川1-7-6愛愛ビル3階 ☎047(329)3301(予約受付専用)

- 日本年金機構「ねんきんダイヤル」0570(05)1165 050で始まる電話からは「03-6700-1165」*1
- 日本年金機構「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」0570(058)555 050で始まる電話からは「03-6700-1144」*1
- 企業年金連合会 0570(02)2666 IP電話・PHSからは「03-5777-2666」*2

*1：月曜日は午前8:30～午後7:00(月曜日が祝日の場合は翌日以降の開所日初日に午後7:00まで受付)、火～金曜日は午前8:30～午後5:15、第2土曜日は午前9:30～午後4:00、祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用不可。 *2：平日午前9:00～午後5:00

(平成9年1月以降の新年金手帳は青色)

そもそも公的年金の仕組みとは？

定年は人生における大きな節目です。

退職してのんびりするか引き続き働くか

それによって年金の受給プランもさまざまです。

ゆたかなセカンドライフの実現のため

年金を増やす方法も含めて一緒に考えてみませんか？

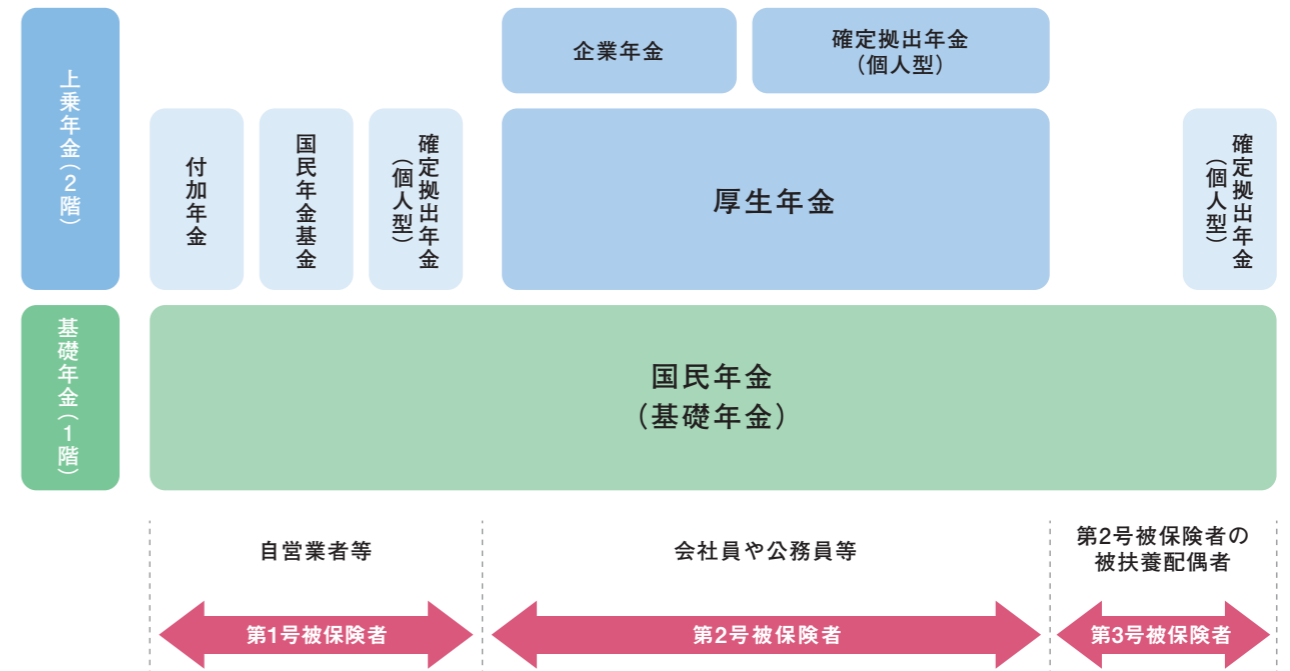
年金はいつからいくらもらえるのかな？
働いていると年金はどうなるのかな？
万が一のときの妻のことも心配だ・・・

セカンドライフも
楽しみたいのでよく
確認してみましょう。



■ 年金制度の仕組みとは

日本の公的年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が加入する「国民年金(基礎年金)」と、会社などに勤務している人が加入する「厚生年金」の2階建てになっています。



■ 国民年金とは？

20歳以上60歳未満のすべての国民が加入して「基礎年金」が受給できる制度で保険料は月額16,610円(令和3年度)です。

第1号被保険者 国民年金保険料は自分で納付します。

第2号被保険者 国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれますので厚生年金に加入すると自動的に国民年金にも加入します。

第3号被保険者 第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の人をいいます。国民年金保険料は配偶者が加入する年金制度が負担します。

※ただし、年収が130万円以上で健康保険の扶養となれない人は第1号被保険者となります。

■ 厚生年金とは？

会社員や公務員等が加入する基礎年金に上乘年金となる年金制度で保険料は労使折半です。

■ 付加年金とは？

月額400円の付加保険料を納付すると200円×付加保険料納付月数(年額)の付加年金が受けられます。

■ 国民年金基金とは？

自分で入る公的な個人年金です。掛金は全額社会保険料控除の対象、受取る年金は公的年金等控除の対象、遺族一時金は全額非課税です。

■ 確定拠出年金(個人型)とは？

公的年金の上乗年金で、掛金は所得控除の対象、非課税投資となり、年金(分割)で受取る場合は公的年金等控除、一時金(一括)で受取る場合は退職所得控除の対象になります。

セカンドライフは年金だけで大丈夫？

セカンドライフは意外と長く続きます。
生活費のほか病気や介護にもそなえておきたいものです。

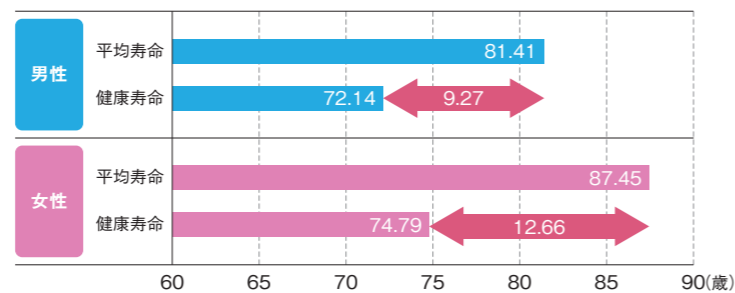
セカンドライフは長く続きます。

● 主な年齢の平均余命

	男性	女性
60歳	23.97年	29.17年
70歳	15.96年	20.21年
80歳	9.18年	12.01年
90歳	4.41年	5.71年

※平均余命とは現在の年齢以降に平均で何年生きるかを示した統計値のことです。
出典：厚生労働省「令和元年 簡易生命表」

● 平均寿命と健康寿命の差



※健康寿命とは健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のことです。
出典：平均寿命(平成29年)は、厚生労働省「令和元年 簡易生命表」、健康寿命(平成28年)は、厚生科学審議会「第12回健康日本21(第二次)推進専門委員会(平成30年8月2日)」(数値は平成28年のものです)

介護にかかる費用はどのくらい？

5年間だと **約537万円**

10年間だと **約1,005万円**

月額
介護費用の平均
7.8万円

×
介護期間の平均
54.5ヵ月

+
一時的な
介護費用の平均
69万円

⇒
平均
(4年7ヵ月)
約494万円

出典：生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

公的介護保険制度の自己負担の仕組みは？

● 公的介護保険制度(在宅サービス・地域密着サービス)利用時の自己負担

支給限度額超過分

全額

※支給限度額を超えたサービスにかかる費用

+

自己負担分

※下記、支給限度額の1割、2割、または3割

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円

対象外サービス

+

全額

※配食サービス、福祉自動車の送迎等

※1ヵ月の介護サービスの1割、2割または3割負担の合計額が、高額介護サービス費における限度額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けることができます。
出典：生命保険文化センター「介護保障ガイド(2020年6月改訂版)」

公的年金だけでは不足するかもしれません。

● 65歳からの老齢年金の1人当たりの目安(会社員は老齢厚生年金+老齢基礎年金)

令和3年度の年金額をもとに計算し、加給年金等は考慮していません。

加入期間	老齢厚生年金 平均給与(年収÷12)			老齢基礎年金 (自営業者)
	20万円	30万円	50万円	
25年	月額2.6万円	月額3.8万円	月額6.4万円	月額4.1万円
30年	月額3.1万円	月額4.6万円	月額7.7万円	月額4.9万円
35年	月額3.6万円	月額5.4万円	月額9.0万円	月額5.7万円
40年	月額4.1万円	月額6.2万円	月額10.3万円	月額6.5万円

※老齢厚生年金は平成15年以降の計算式で当行にて算出

● 平均的な無職世帯の場合

ゆとりある老後の生活費(月額平均)
(夫婦2人)

会社員夫婦の公的年金(月額平均)

自営業夫婦の公的年金(月額平均)



出典：生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

公的年金のモデル金額



自営業の方は
月額約13.0万円^{※1}

妻の国民年金
月額65,075円

夫の国民年金
月額65,075円



会社員の方は
月額約22.1万円^{※2}

妻の国民年金
月額65,075円

夫の国民年金
月額65,075円

夫の厚生年金
月額90,346円

※1 夫婦ともに国民年金に40年間加入している場合(令和3年度)

※2 夫は厚生年金に40年加入、妻は国民年金に40年間加入している場合(令和3年度)

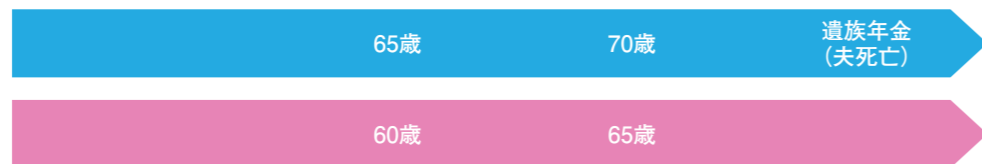
年金はいつからもらえるの？

年金はいつから受けられるのか確認をして、ゆとりのあるセカンドライフにそなえましょう。

公的年金支給額の一例

夫(厚生年金40年)
昭和36年4月2日生まれ

妻(国民年金40年)
昭和41年4月2日生まれ



		(例)	(例)	(例)
		65歳	70歳	遺族年金(夫死亡)
夫の年金	老齢厚生年金	約120万円	約120万円	
	老齢基礎年金	約78万円	約78万円	
	加給年金	約39万円		
妻の年金	老齢厚生年金			
	老齢基礎年金		約78万円	約78万円
	遺族厚生年金			約90万円
合計		約237万円	約276万円	約168万円
老後の生活費(P4 老後の最低生活費)		約264万円	約264万円	約180万円
過不足額		約▲27万円	約12万円	約▲12万円

※ねんきん定期便には加給年金や振替加算は試算されていません。



どうも年金だけでは足りなそうだな。
預金はできるだけ取り崩したくないが。

そうね、今使うお金と10年後、20年後に
使うお金と分けて考えるのも必要ね。
将来使うお金は少し増やすことも
考えてみるといいわね。

旅行や趣味の費用の他
医療費や介護の費用など
それまでの生活費に上乘せして
準備しておく必要がありそうです。



加給年金(定額部分が支給されている場合に限り)

厚生年金の加入期間が20年以上ある人が、65歳に達したとき、その人に生計を維持されている配偶者または子がいるときなどに加算されます。

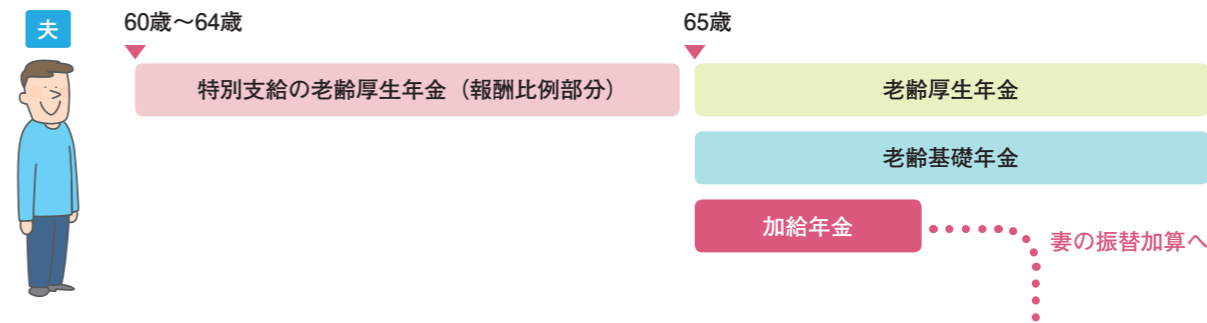
対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	390,500円 障害厚生年金(1級・2級)の場合は 224,700円	65歳未満であること
1人目・2人目の子	各224,700円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各74,900円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

ご注意 ⚠️ 配偶者が老齢厚生年金(被保険者期間が20年以上)または、障害年金を受けられると支給停止となります。

振替加算とは

加給年金の対象者の配偶者が65歳になると加給年金はなくなり、生年月日に応じた金額(振替加算)が老齢基礎年金に加算されます。

● 振替加算のしくみ



生年月日	年額
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	44,940円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	38,873円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	33,031円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	26,964円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	20,897円
昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	15,055円
昭和41年4月2日～	0円

何歳から年金を受取れるかご存じですか？

● 年金の受給開始年齢

	生年月日	厚生年金	国民年金
男性	昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳	65歳
女性	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
男性	昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳	65歳
女性	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
男性	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳	65歳
女性	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
男性	昭和36年4月2日～	65歳	65歳
女性	昭和41年4月2日～		

※ 共済年金の受給開始年齢は、男性と女性の区別なく、男性と同じスケジュールで段階的に引き上げとなります。

年金を増やすことを考えてみませんか？

色々な優遇制度を味方に年金を増やす方法を見てみましょう。

■ 国民年金を自分で払っている方(第1号被保険者)

その1 任意加入制度を活用。満額の年金受給をめざします。

国民年金加入は、原則として60歳になるまでですが、満額の年金を受給できないなどにより年金額を少しでも増やしたいといった場合は、すでに受給資格期間を満たしていても最長65歳になるまで加入を延長することができます(480ヵ月上限)。なお、10年の受給資格期間に満たない方は、最長70歳になるまで加入を延長することができます。

● 任意加入による年金増加額の目安(年額)

納付保険料(月数)	16,610円(1ヵ月)	99,660円(6ヵ月)	199,320円(12ヵ月)	996,600円(60ヵ月)
増加年金額	1,627円	9,761円	19,523円	97,613円

※保険料および年金増加額は、令和3年4月時点での保険料と計算方法による目安額です。

その2 国民年金付加年金制度を活用。意外と知らないお得な制度!!

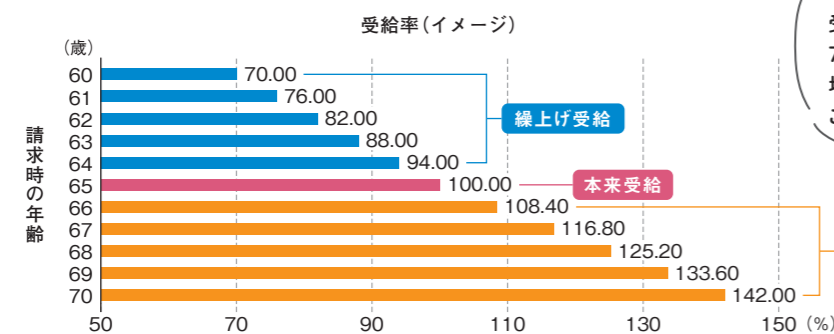
国民年金保険料に加えて付加保険料(月額400円)を納めると老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月額となります。2年で元がとれます。

例えば50歳から60歳までの10年間、付加保険料を納付した場合の保険料総額は、月額400円×120ヵ月(10年)=48,000円となります。したがって、65歳から毎年200円×120ヵ月(10年)=24,000円の支給を受けることができます。それも、生きている間ずっとです。95歳までの30年間もらうと720,000円となり保険料の15倍にもなります。20歳から40年間納めると保険料総額は192,000円で65歳から毎年96,000円支給されることとなります。

その3 国民年金基金で年金を2階建てにしよう。公的な個人年金制度です。

年金額が確定している国民年金基金を活用することを考えておきましょう。国民年金基金は、国民年金に上乗せする公的な年金制度です。国民年金の第1号被保険者の方が加入できます。掛金は全額社会保険料控除、受取る年金は公的年金等控除の対象となります。掛金は月額最大68,000円(iDeCoと合わせて)です。自分の都合で任意に脱退できませんが、ライフサイクルに応じて掛金の変更も可能です。加入すると付加年金の納付はできなくなります(付加年金相当分が含まれています)。

その4 年金を繰下げることにより受給額を増やす。



2022年4月から年金の繰下げ受給が75歳まで拡大されます。75歳からもらうと最大184%まで増額します。詳しくはP9~10をご参照ください。



■ 厚生年金に加入している方

その1 引き続き厚生年金に加入して働く。
加入した分は年金額の再計算が行われ受給額が増えます。P13~16をご参照ください。

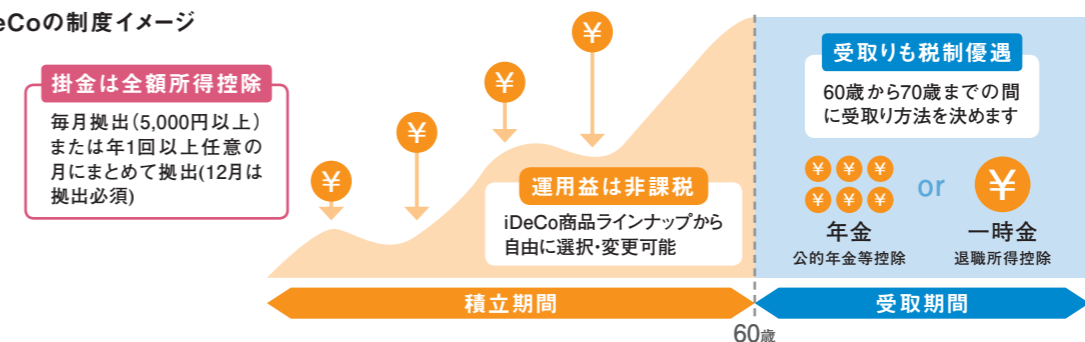
その2 厚生年金も繰下げして受給額を増やす。
P10をご参照ください。

■ iDeCoに加入する。自分で拠出して自分で運用します。

iDeCoは国民年金加入者であれば誰でも加入できます。税制面で3つの優遇を受けられます。拠出した掛金は全額所得控除の対象となり税金が軽減されます。運用益は非課税です。年金で受取れば「公的年金等控除」、一時金で受取れば「退職所得控除」が受けられます。毎月の掛金額は、自営業等の方は68,000円(国民年金基金と合わせて)、会社員や主婦の方は23,000円までです。

※2022年5月から、加入可能年齢60歳未満が65歳未満に拡充されます。2022年4月から、受取開始時期の上限70歳が75歳に延長されます。

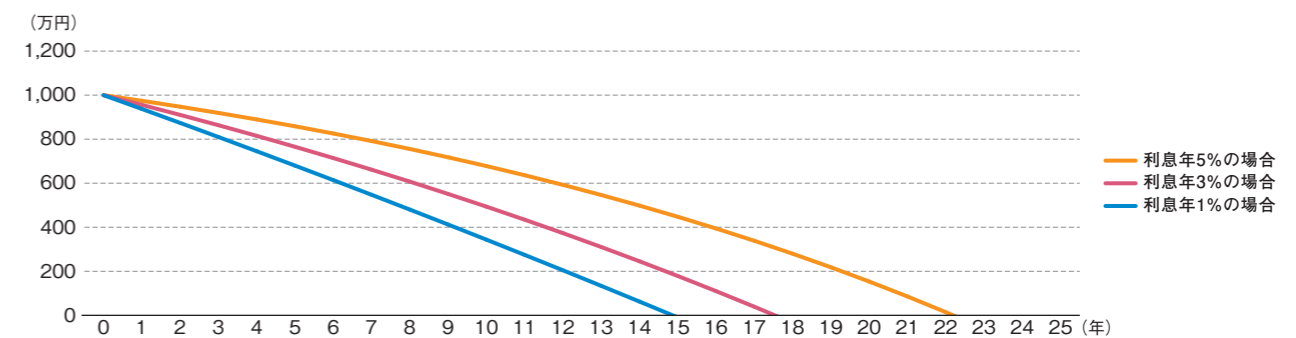
● iDeCoの制度イメージ



■ 運用してお金の寿命を延ばす

● 「当面の使い道が決まっているお金」を増やしながらかうメリット

1,000万円から毎年72万円を取り崩した場合の資産の推移です。運用しなかった場合は13年11ヵ月で使い切ってしまうですが、年3%で運用した場合は17年12ヵ月まで使えます。



※税金、手数料は考慮していません。

ご自身の目的額やリスク許容度によりさまざまなタイプの運用方法がありますが、現役世代は時間を味方につけてしっかりと資産形成、退職後は豊かなセカンドライフを送るために資産も長生きできるように見直していきましょう。

詳しい内容は「ちば興銀ライフプランハンドブック」をご覧ください。



年金の繰上げ受給と繰下げ受給について

■ 国民年金を繰上げた場合と繰下げた場合

国民年金は原則65歳から受取れますが、希望すれば繰上げ(65歳前に受取る)することも繰下げ(66歳以降に受取る)することもできます。繰上げて受取ると1ヵ月ごとに0.5%減額されます。繰下げて受取ると1ヵ月ごとに0.7%増額されます。

受給年齢	支給率	年金額概算(年間)	77歳までの受取り累計額	82歳までの受取り累計額	87歳までの受取り累計額
60歳	70.00%	55万円	928万円	1,201万円	1,474万円
61歳	76.00%	59万円	948万円	1,245万円	1,541万円
62歳	82.00%	64万円	959万円	1,279万円	1,599万円
63歳	88.00%	69万円	961万円	1,304万円	1,647万円
64歳	94.00%	73万円	953万円	1,320万円	1,686万円
65歳	100.00%	78万円	936万円	1,326万円	1,716万円
66歳	108.40%	85万円	930万円	1,353万円	1,776万円
67歳	116.80%	91万円	911万円	1,367万円	1,822万円
68歳	125.20%	98万円	879万円	1,367万円	1,855万円
69歳	133.60%	104万円	834万円	1,355万円	1,876万円
70歳	142.00%	111万円	775万円	1,329万円	1,883万円

2022年4月から年金の繰下げ受給が75歳まで拡大されます。75歳からもらうと最大184%まで増額します。

繰上げ・繰下げの場合の注意点

繰上げて受取る場合は、
次のような点にご注意ください。

- ① 後になって、受取り方法を変更することはできません。
- ② 65歳になるまで、遺族厚生年金と一緒に受取ることはできません。
- ③ 請求後、障害の状態になっても、障害年金が受取れない場合もあります。

繰下げて受取る場合は、
次のような点にご注意ください。

- ① 繰下げて受取るまでの間、振替加算は支給されません。また、繰下げによって増額もされません。
- ② 繰下げ待機中に遺族年金、障害年金の受給権が発生した場合は、その月から繰下げするか65歳からさかのぼって受取るかの選択となります。

繰上げより繰下げのほうがお得なの？

長生きすればするほどお得です。しかし、老齢年金は所得になるため、税金額にも影響します。年金の公的年金等控除はP24をご参照ください。加給年金や振替加算にも影響する場合があります。したがって60歳以降の収入や貯蓄額、配偶者の年金などさまざまなことを考慮して判断しましょう。

■ 厚生年金を繰上げた場合と繰下げた場合

厚生年金も繰上げ、または繰下げで受取ることもできます。支給率は国民年金と同じになります。

昭和36年4月2日生まれの男性の一例

● 年金の繰上げ受給

	60歳	65歳
本来受給	0円	老齢厚生年金 1,200,000円 老齢基礎年金 780,900円 1,980,900円
60歳で繰上げ	報酬比例部分 1,200,000円×70%=840,000円 老齢基礎年金 780,900円×70%=546,630円 1,386,630円	

繰上げした場合の減額率
▶1ヵ月あたり0.5%ずつ減額

繰上げ請求する場合は
必ず両方を同時に行わなければなりません。

● 年金の繰下げ受給

繰下げ請求は老齢基礎年金と老齢厚生年金のどちらか一方を繰下げることができます。

	65歳	70歳
本来受給	老齢厚生年金 1,200,000円 老齢基礎年金 780,900円 1,980,900円	老齢厚生年金 1,704,000円(142%) 老齢基礎年金 780,900円 2,484,900円
70歳まで老齢厚生年金を繰下げ	780,900円	2,484,900円
70歳まですべての年金を繰下げ	0円	老齢厚生年金 1,704,000円(142%) 老齢基礎年金 1,108,878円(142%) 2,812,878円

繰下げした場合の増額率
▶1ヵ月あたり0.7%ずつ増額

年下の配偶者がいる場合は
加給年金の停止に注意してください。
年金を繰下げている間は停止になります。
あとからもらうことができません。



令和4年からこんな改正があります。

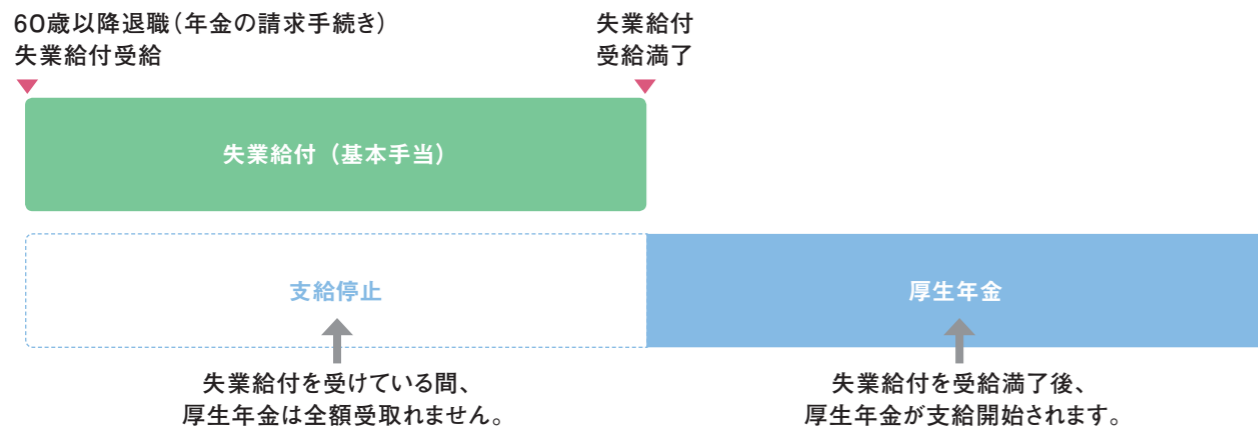
- 年金の繰上げ支給の減額率が1ヵ月あたり0.4%になります。(昭和37年4月2日以降の生まれの人から)
- 繰下げ支給が75歳まで延長されます。(昭和27年4月2日以降生まれの人から)

受給開始年齢や繰上げ・繰下げ受給の方法についてなど、
詳しいことはお早めに「千葉興業銀行」の年金相談会にてお尋ねください。

雇用保険(失業給付)と年金との関係

定年退職してのんびりするという考え方もありますが…
 失業給付を受けるためには、「働く意思と能力」が必要です。
 それには、まずハローワークで「求職の申込」をします。
 失業給付を受取ると求職中の**厚生年金は全額支給停止**となります。

60歳以降求職中の厚生年金を確認しましょう。



● 所定給付日数

雇用保険被保険者期間 退職年齢	雇用保険被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
60歳以上～65歳未満	— (90日)	90日 (150日)	90日 (180日)	120日 (210日)	150日 (240日)
65歳以上	30日分	50日分			

*()内は倒産、解雇、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことなどによる離職の場合

● 失業給付(基本手当)の目安額 *退職年齢60歳～65歳未満、万円単位での目安額

退職前の税込月収	15万円	25万円	35万円	40万円	45万円	50万円
基本手当(1ヵ月分)	12.0万円	14.6万円	15.7万円	18.0万円	20.3万円	21.5万円

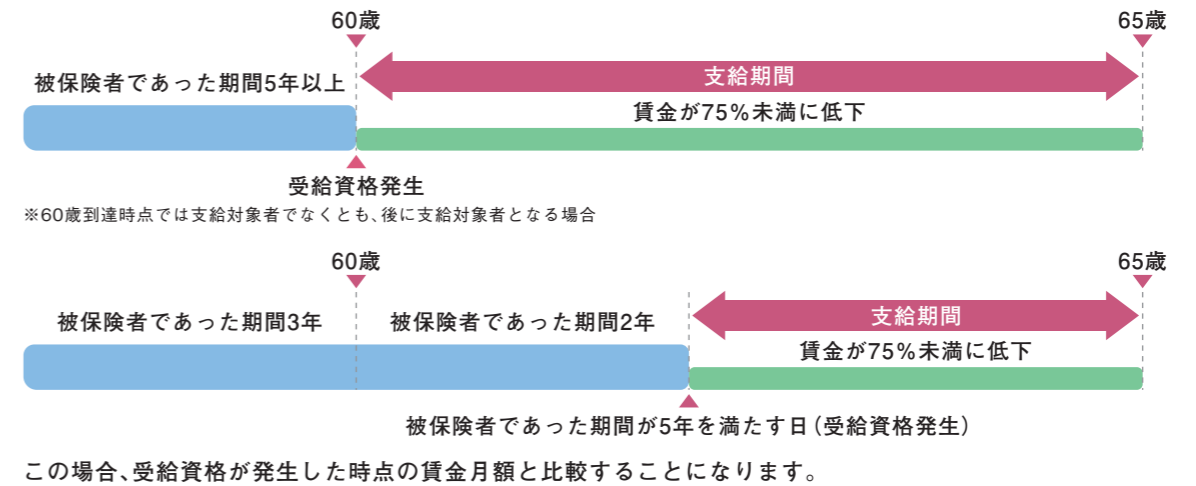
*基本手当支給額は毎年8月1日に改定されます。

60歳以降在職中の厚生年金を確認しましょう。

60歳以降も雇用保険に加入して働く場合は賃金により雇用保険の高年齢雇用継続給付が受けられます。

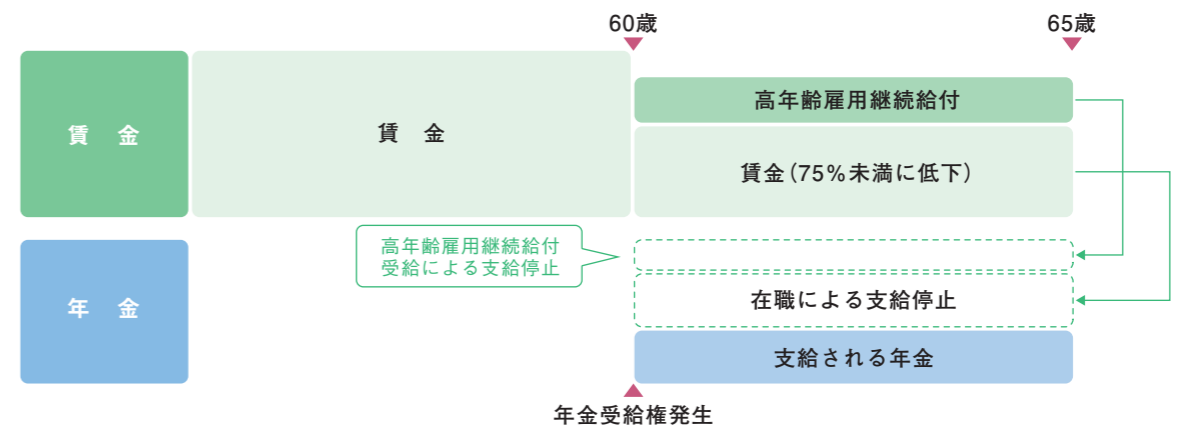
● 高年齢雇用継続給付金

雇用保険の被保険者期間が5年以上ある。
 60歳到達時賃金月額(上限479,100円)の75%未満などの要件を満たす方が対象です。



● 高年齢雇用継続給付と在職老齢年金

65歳になるまでの在職老齢年金を受けている方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金のいずれか)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額です。



● 「高年齢雇用継続給付」の目安額

左側 □ : 給付金額
 右側 □ : 高年齢雇用継続給付受給による在職老齢年金の停止額(円)

60歳以降の給与	60歳時点の給与				65歳時点の給与			
	30万円	35万円	40万円	479,100円(上限)	30万円	35万円	40万円	479,100円(上限)
18万円	27,000	10,800	27,000	10,800	27,000	10,800	27,000	10,800
22万円	3,278	1,298	27,764	11,110	33,000	13,200	33,000	13,200
26万円	0	0	0	0	26,130	10,452	39,000	15,600
30万円	0	0	0	0	0	0	38,760	15,510

■ 在職老齢年金とは？

60歳以降も就労し厚生年金に加入する場合に、老齢厚生年金が減額される制度のことです。
したがって65歳未満の在職老齢年金には年金の支給が65歳になる昭和36年4月2日以降の男性は該当しません。年金(基本月額)と給与(総報酬月額相当額)の合算額が28万円以下の場合は年金は全額支給されます。28万円を超えると少しずつ年金額を減らして現役並みの水準になると全額停止される仕組みです。

総報酬月額相当額	基本月額	在職老齢年金の受給月額の計算式
47万円以下	28万円以下	基本月額 - (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × $\frac{1}{2}$
47万円超	28万円以下	基本月額 - (47万円 + 基本月額 - 28万円) × $\frac{1}{2}$ + (総報酬月額相当額 - 47万円)

※2022年4月からは65歳以上と同じ条件になります。

■ 65歳以上の在職老齢年金

65歳以上の在職老齢年金は、基本月額と報酬月額相当額の合算に応じて、年金額の一部または全部が支給停止されます。

- ① 基本月額と総報酬月額相当額の合算額が47万円以下の場合は、支給停止されず全額支給される。
- ② 基本月額と総報酬月額相当額の合算額が47万円を超える場合は、その超えた額の2分の1の額が支給停止される。
なお、いずれの場合も老齢基礎年金は全額支給されます。

■ 70歳以上の在職老齢年金

平成19年4月から70歳以上の在職者にも在職老齢年金が導入され、「65歳以上の在職老齢年金」と同じように、年金額の一部または全部が支給停止されます。なお、厚生年金に加入できるのは70歳未満となっており、70歳以上の在職者は被保険者ではなく保険料の負担がないことから、この間は被保険者期間には含まれません。

? 総報酬月額相当額と基本月額とは？

総報酬月額相当額とは毎月の給与(標準報酬月額) + 1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額。
基本月額とは老齢厚生年金(年額)を12で割った額(加給年金は除きます)。

28万円や47万円を超えたとしても、年金はカットされますが、給与が減るわけではありません。
給与額を増やせば収入の絶対値は増えるため、年金は気にせず、バリバリ働くという選択もあります。



■ 65歳以上の在職老齢年金を計算してみましょう。

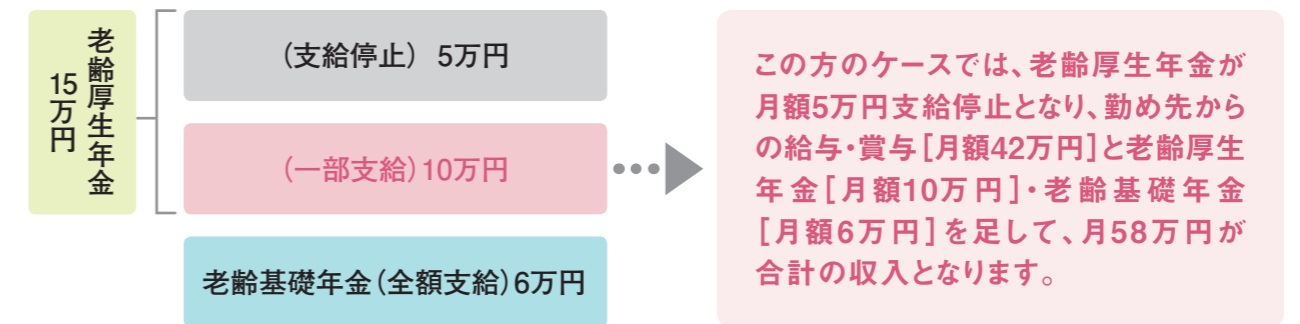
老齢厚生年金額180万円[基本月額15万円]の方が、
総報酬月額相当額42万円(標準報酬月額32万円、標準賞与額120万円[月額10万円])の場合

基本月額：180万円 ÷ 12 = 15万円

基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円を超えますので、P13 65歳以上の在職老齢年金の②に該当します。

- 支給停止額：(42万円 + 15万円 - 47万円) × $\frac{1}{2}$ = 5万円(月額)
- 年金支給額：15万円 - 5万円 = 10万円(月額)

老齢厚生年金支給停止額と一部支給額は、1ヵ月あたりで下図のようになります。



この方のケースでは、老齢厚生年金が月額5万円支給停止となり、勤め先からの給与・賞与[月額42万円]と老齢厚生年金[月額10万円]・老齢基礎年金[月額6万円]を足して、月58万円が合計の収入となります。

※在職による支給停止は老齢厚生年金に対して行われるもので、老齢基礎年金は支給停止の対象とはなりません。

それなら70歳まで年金を
繰下げて増やそう。

ちょっと注意してください。支給停止された年金額は繰下げても増額率は適用されません。
(65歳から5年間この状態だと70歳まで繰下げても10万円(一部支給)は42%増えますが、5万円(支給停止)分は5万円のままです。)

- 加給年金が加算されている方の在職老齢年金の注意事項については、下記をご覧ください。

加給年金が加算されている場合

老齢厚生年金に加給年金が加算されている場合、加給年金を除いて在職老齢年金を計算します。
なお、加給年金の支給の有無については、以下のとおりです。

- 老齢厚生年金が支給(一部支給)される場合 …… 加給年金は全額支給されます。
- 老齢厚生年金が全額支給停止される場合 …… 加給年金も全額支給停止となります。

在職老齢年金(早見表)

障害年金

65歳未満の在職老齢年金の受給月額早見表

総報酬月額相当額	基本月額				
	5万円	7万円	8万円	10万円	12万円
16万円	50,000円	70,000円	80,000円	100,000円	120,000円
20万円	50,000円	70,000円	80,000円	90,000円	100,000円
24万円	45,000円	55,000円	60,000円	70,000円	80,000円
28万円	25,000円	35,000円	40,000円	50,000円	60,000円
32万円	5,000円	15,000円	20,000円	30,000円	40,000円
36万円	0円	0円	0円	10,000円	20,000円

65歳以上(70歳以上も含む)の在職老齢年金の受給月額早見表

(令和4年4月からは65歳未満の方も下表となります)

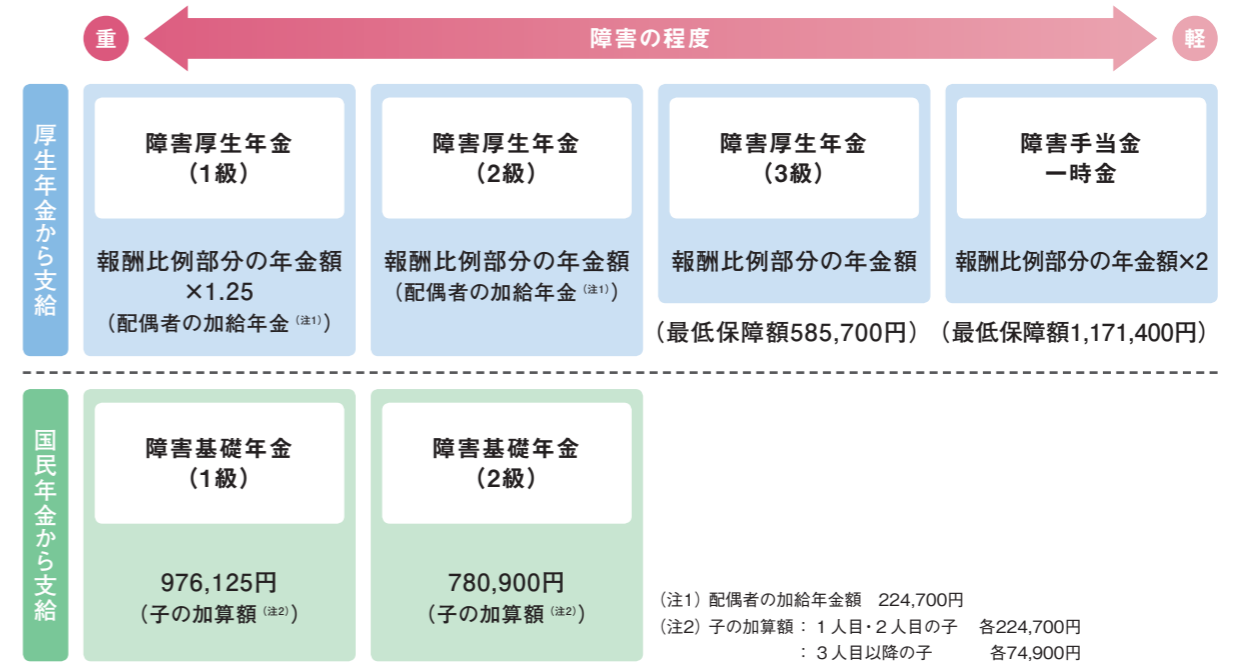
総報酬月額相当額	基本月額				
	5万円	7万円	8万円	10万円	12万円
34万円	50,000円	70,000円	80,000円	100,000円	120,000円
38万円	50,000円	70,000円	80,000円	95,000円	105,000円
44万円	40,000円	50,000円	55,000円	65,000円	75,000円
50万円	10,000円	20,000円	25,000円	35,000円	45,000円
53万円	0円	5,000円	10,000円	20,000円	30,000円
56万円	0円	0円	0円	5,000円	15,000円

(注)基本月額=経過的加算額と加給年金額を除いた老齢厚生年金/12

病気やケガなどで障害が生じたときに支給される障害年金

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受取ることができる年金です。障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金(一時金)を受取ることができる制度があります。また、障害年金を受取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

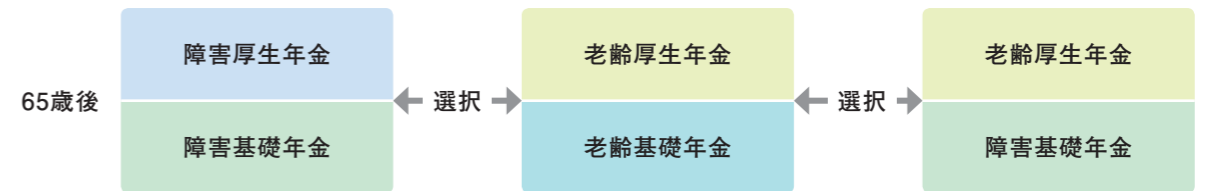
● 障害年金の支給額



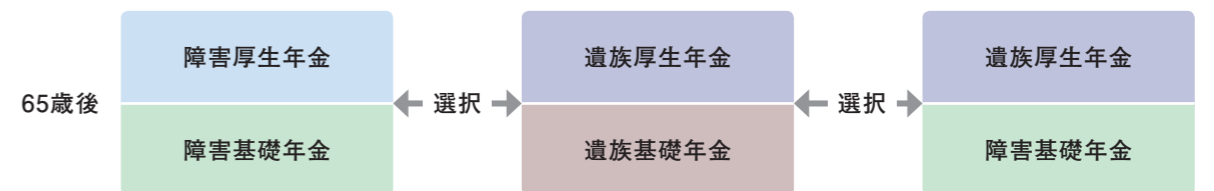
年金はひとり1年金が原則ですがこんな特例もあります。

次の図のいずれかの組合せを選択することになります。

障害基礎年金を受けている方が老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられるようになったとき

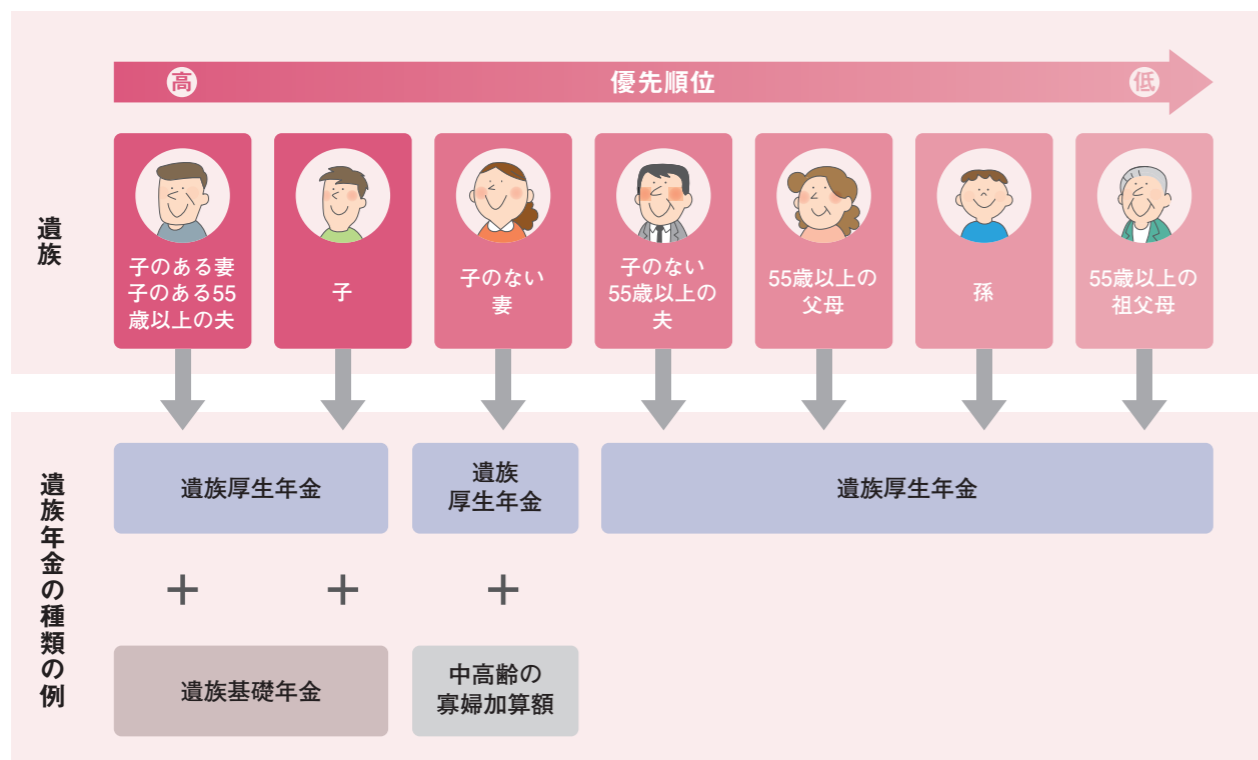


障害基礎年金を受けている方が遺族厚生年金を受けられるようになったとき(遺族基礎年金と遺族厚生年金)を受けられる方にも適用されます。



遺族年金

遺族の優先順位と受取る遺族年金の種類



出典：日本年金機構遺族年金ガイド令和3年度版より

遺族年金の年金額(年金額等は、令和3年度の金額です)

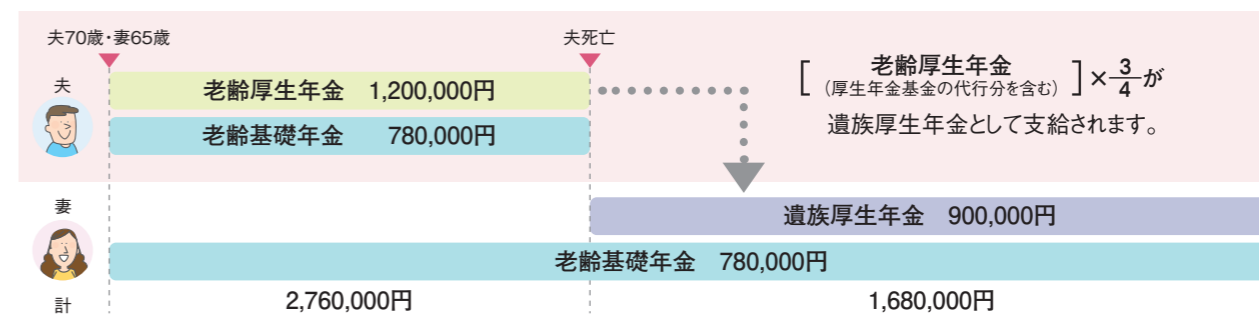
遺族が子のある配偶者または子の場合、遺族基礎年金を受取ることができます。さらに、遺族厚生年金の受給権がある場合は、遺族基礎年金に上乗せして受取ることができます。子のない配偶者、父母などの場合は、厚生年金から遺族厚生年金を受取ることができます。

遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> ● 子のある配偶者が受取るとき 780,900円+(子の加算額) ● 子が受取るとき(次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額となります) 780,900円+(2人目以降の子の加算額) 1人目および2人目の子の加算額……各 224,700円 3人目以降の子の加算額……各 74,900円
遺族厚生年金	老齢厚生年金の報酬比例部分の3/4

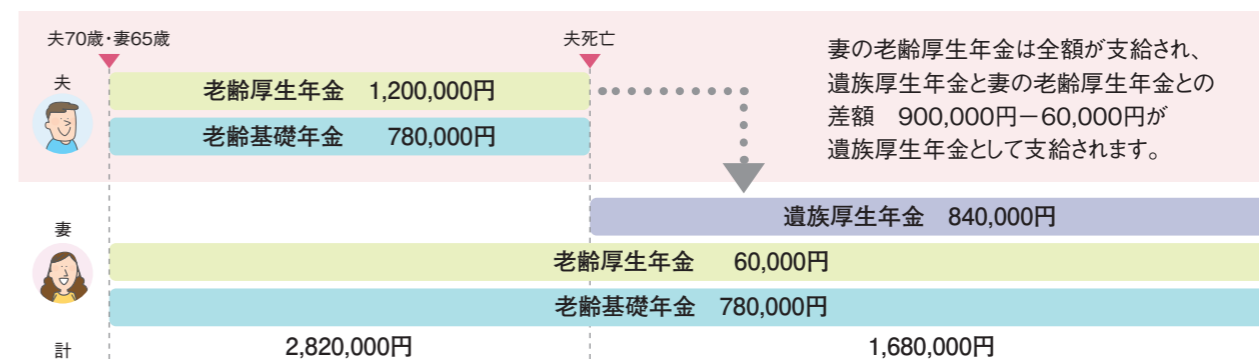
遺族年金の受給要件等は(千葉興業銀行)の年金相談会にてご確認ください。
ご予約は ☎0120-007-055 (P26をご参照ください)

妻の年金と遺族年金の関係

事例1 妻の年金が「国民年金」のみの場合

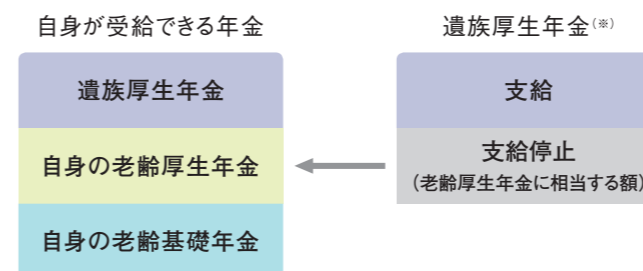


事例2 妻の年金に「厚生年金」も含まれる場合

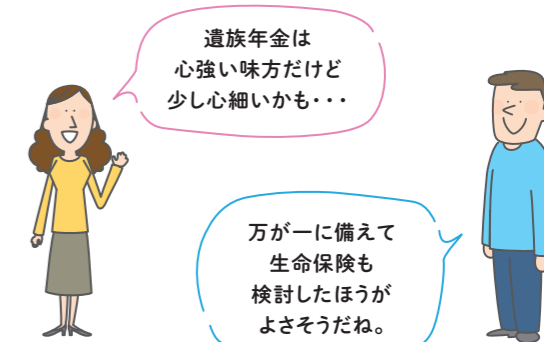


65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が、自身の老齢厚生年金の受給権を有する場合

自身の老齢厚生年金は全額支給となり、遺族厚生年金は老齢厚生年金に相当する額の支給が停止となります。



(※)遺族厚生年金の額について
遺族厚生年金の受給権者が死亡した方の配偶者である場合、その遺族厚生年金は、以下の2通りの計算方法があり、いずれが多い額が支給されます。
1. 亡くなられた方の老齢厚生年金額の3/4
2. 亡くなられた方の老齢厚生年金額の1/2 + ご自身の老齢厚生年金額の1/2



ねんきん定期便には何が書いてあるの？

「ねんきん定期便」には、これまでの公的年金への加入状況や、将来受取れる年金見込額などが記載されています。「ねんきん定期便」には、節目年齢(35歳、45歳、59歳)に送られてくる封書版と、節目年齢以外に送られてくるハガキ版があります。「ねんきん定期便」(ハガキ)の見方についてご説明させていただきます。なお、50歳未満の方と50歳以上の方で書式が異なります。

ねんきん定期便の見方

●ねんきん定期便50歳以上(表)

- a 老齢年金の見込額**
- 60歳未満の方は現在の年金加入制度に60歳まで継続して加入したと仮定して、65歳から受取れる年金見込額を表示します。
 - 60歳以上65歳未満の方は「ねんきん定期便」の作成時点の年金加入実績に応じて、65歳から受取れる年金見込額を表示します。
※年金定期便には加給年金や振替加算は試算されていません。
 - 65歳以上の方の「3.老齢年金の種類と見込額(年額)」は、65歳時点の年金加入実績に基づき計算しています。
 - 受給資格期間を満たしていない方については、アスタリスク(*)で表示しています。

- b** 受給開始年齢を65歳から70歳まで遅らせた場合の見込額(65歳を過ぎて受給権が発生する方は該当しないため※)で表示

- c** これまでの国民年金と厚生年金の保険料納付額(累計額)欄

- d 年金の納付状況**
- 国民年金は納付済、未納(保険料を納めていない)、3号(会社員の妻)、全額免除、付加(付加保険料を納めている)等の表示
 - 厚生年金保険料は事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主が納めます。

●ねんきん定期便50歳以上(裏)

- e** 老齢年金の受取りには原則として120月以上の受給資格期間が必要です。

- f** 老齢基礎年金の見込額は国民年金の第1号被保険者期間(未納月数を除く)、第3号被保険者期間および厚生年金保険・船員保険の被保険者期間の月数を基に、本来の受給開始年齢である65歳で計算しています。なお、老齢基礎年金の見込額には、付加年金の金額も含まれています。

- g** 老齢厚生年金の本来の受給開始年齢は65歳からですが、厚生年金保険の加入期間が12月以上あり、かつ受給資格期間が120月以上ある場合は、当分の間、60歳から64歳までの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受取ることができます。
※特別支給の老齢厚生年金の受給開始年齢は、お客様の生年月日によって異なります。詳細はP6をご参照ください。

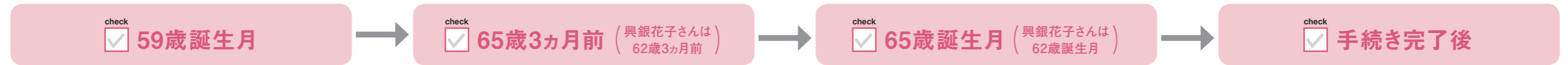
年金は速やかに請求することで損失になることはありません。こんな勘違いをしていませんか？

- 1 「特別支給の老齢厚生年金」の年金請求を遅らせると増えると思いませんか？**
繰下げ受給の対象ではありませんので遅らせても増えません。
年金を増やせる(繰下げ受給)のは65歳以降の話です。
- 2 妻が厚生年金(加入期間20年以上)を受給できるが、夫の年金が減ると思って年金請求を遅らせた。妻が遅れて年金請求をすると、その期間に夫が受給した「加給年金」は返還となります。**
妻が厚生年金を受給できるようになると「加給年金」はもらえません(ご夫婦、反対の場合も同様です)。
※加給年金については、ねんきん定期便には試算されていません。詳細はP5をご参照ください。
このほかに所得税の修正申告や住民税の追加納付が必要になる場合もあります。

大切な年金のお受取りまでの、タイムスケジュールをつかんでおきましょう

年金の受給開始年齢は、加入されていた年金や生年月日によって異なります。ご自身の受給開始年齢をご確認できます。在職中の方も、受給開始年齢を迎えたら請求手続きが必要となりますので、添付書類を添えて手続き

ください。また、受給開始年齢を迎える誕生日が近づくと、日本年金機構から請求手続きに関する案内が送られてきます。先窓口で請求手続きを済ませておきましょう。

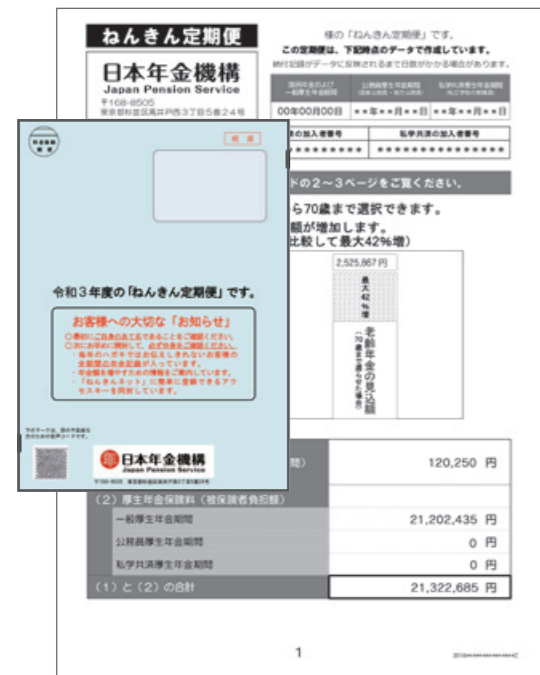


59歳は年金の大切な節目年齢として、それまでの加入記録などの詳細が記載された「ねんきん定期便」が水色の封筒で送られてきます。加入記録などに漏れや誤りがあると思われる場合は、早めに手続きを済ませておきましょう。

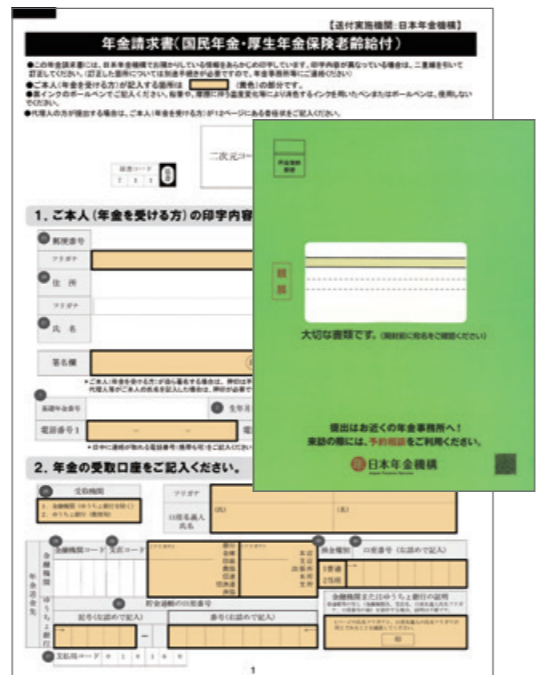
受給開始年齢を迎える誕生日3カ月前に、日本年金機構から「年金請求書」ほか、年金の手続きを知らせる案内が緑色の封筒で送られてきます。年金請求書に必要な事項を記入し、添付書類をご準備ください。

年金請求書と各種添付書類を、受給開始年齢を迎える誕生日前日以降に最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに提出します(自営業者の方など、国民年金の第1号被保険者期間のみの方は市区町村役場でも可)。

日本年金機構から「年金証書・年金決定通知書」が送られてきます。さらに1ヵ月後、「年金振込通知書」が送られ、初回分の年金が指定口座に入金されます。



* 現在加入している(または最後に加入していた)のが共済組合等の場合、ねんきん定期便は共済組合等から送られてきます。
 * 節目年齢(35歳、45歳、59歳)以外の誕生日は、ハガキ形式の「ねんきん定期便」が送られてきます。



* 現在または最後に加入していたのが共済組合等の場合は、共済組合等から送られてきます。
 * 加入されていた年金などによって、添付書類も異なるため、最寄りの年金事務所などで確認しておきましょう。



* 現在または最後に加入していたのが共済組合等の場合は、手続き先が共済組合等となる場合があります。
 * 厚生年金基金に加入されていた場合は、加入されていた基金、または企業年金連合会にも手続きが必要となります。



* 65歳以降は老齢厚生年金に切り替わり、老齢基礎年金もあわせて受取れるようになります。その場合、65歳を迎えた誕生日に日本年金機構からハガキ形式の「年金請求書」が送られてきますので、再度手続きが必要となります。

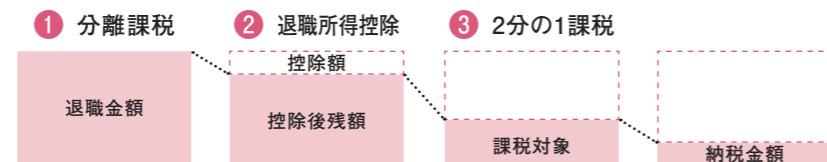
退職金や年金の税金

セカンドライフの貴重な資金としてもらい方も含めて考えましょう。
退職金にも年金にも税法上のメリットがあります。

退職所得の税法上のメリット

- ① その年の他の所得と分離して課税されます。
- ② 退職所得控除が適用されます。
- ③ 退職所得控除後の2分の1の金額に課税されます。

● イメージ図



● 退職金と税金

退職金の税金は退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を提出していれば支払時に源泉徴収され完了しますが、提出していない場合は確定申告で精算することになります。

退職金にかかる税額早見 (所得税と復興特別所得税・住民税合算)

退職金額 勤続年数	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
20年	151,050円	628,222円	1,388,722円	2,196,699円	3,237,974円
22年	45,315円	466,332円	1,175,782円	1,962,318円	2,932,123円
24年	0円	324,862円	962,842円	1,727,937円	2,626,272円
26年	0円	211,470円	749,902円	1,510,402円	2,330,631円
28年	0円	105,735円	547,172円	1,297,462円	2,096,250円
30年	0円	0円	405,702円	1,084,522円	1,861,869円
32年	0円	0円	271,890円	871,582円	1,632,082円
34年	0円	0円	166,155円	658,642円	1,419,142円
36年	0円	0円	60,420円	486,542円	1,206,202円
38年	0円	0円	0円	345,072円	993,262円
40年	0円	0円	0円	226,575円	780,322円
42年	0円	0円	0円	120,840円	567,382円

※勤続年数は、1年未満の端数は1年として計算します。
 ※退職金は大幅な控除に加え、控除後の金額の2分の1が課税所得となるなど、税金面で優遇措置がとられています。
 ※退職所得控除 勤続年数20年以下の場合：40万円×勤続年数 (80万円未満のときは80万円)
 勤続年数20年超の場合：70万円×(勤続年数-20年)+80万円



退職金は一括でいただくの？

年金にすると公的年金等控除の対象になるの？



一括でも年金でもOKだよ。一部を年金にすることもできる。

なるはずだよ。税金も含めて考えることが沢山あるね。

退職金の受取り方は、ご自身の現状や退職後のご希望をふまえ、公的年金の金額もセットにして考えることが大切です。

年金所得でも確定申告が必要な場合があります。

在職中の方や2ヶ所以上から源泉徴収された年金を受取っている方、各種控除を受ける方は確定申告が必要です。なお、障害年金と遺族年金については非課税のため他の収入がなければ確定申告は不要です。

● 年金と税金

年金は雑所得として所得税の課税対象となり、一定額以上は支払いの都度、税金が源泉徴収されます。また、退職後は年末調整がありませんので、各種控除等を受ける方は2月16日から3月15日までに確定申告で精算します。

* 公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等(雑所得)以外の所得金額が20万円以下であれば、その年分の確定申告は不要です。

公的年金等控除 A：公的年金等の収入金額

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
65歳未満	1,300,000円未満	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	A × 25% + 275,000円	A × 25% + 175,000円	A × 25% + 75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	A × 15% + 685,000円	A × 15% + 585,000円	A × 15% + 485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	A × 5% + 1,455,000円	A × 5% + 1,355,000円	A × 5% + 1,255,000円
	10,000,000円以上	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
65歳以上	3,300,000円未満	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	A × 25% + 275,000円	A × 25% + 175,000円	A × 25% + 75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	A × 15% + 685,000円	A × 15% + 585,000円	A × 15% + 485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	A × 5% + 1,455,000円	A × 5% + 1,355,000円	A × 5% + 1,255,000円
	10,000,000円以上	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円



在職老齢年金はわずかだが、iDeCoや企業年金も公的年金控除の対象だから確定申告が必要だな。



生命保険料控除なども忘れずに申告しないとね。

お得なサービスのご案内

■ちば興銀で年金を受取るとこんな特典が!

ちば興銀ポイントサービス **コスモスクラブ** 入会金・年会費無料!

「コスモスクラブ」はちば興銀とのお取引が増えるほど、多くの特典が受けられるポイントサービスです。コスモスクラブ会員のお客さまには、ポイント数に応じたステージにより、特典があります。

年金をちば興銀にご指定いただくと 3,000円のギフト券をプレゼント!

- 60歳以上のお客さまがコスモスクラブ入会后、初めての年金*受取り時にステージにかかわらず差し上げます。
- 進呈時期は、初回受給の翌月末頃となります。

*年金とは「公的年金」(厚生年金、国民年金、新国民・厚生年金、船員年金、共済(国家公務員、地方公務員、東京都職員、公立学校))等として発信された振込をいいます。厚生年金基金・企業年金基金連合会等の年金は対象外です。

特典 1	ステージ定期預金	お客さまのステージ(100ポイント以上)に応じて、定期預金(預入期間1年)の金利を0.1~0.2%優遇!*
特典 2	ATM手数料優遇	お客さまのステージ(100ポイント以上)に応じて、当行ATM時間外手数料・提携コンビニ等利用手数料・時間外手数料が無料*に!
特典 3	お誕生日プレゼント	第3ステージ(300ポイント以上)のお客さまは、お誕生日にカタログギフトをプレゼント!

くわしくは、コスモスクラブパンフレットおよび当行ホームページにてご確認ください。

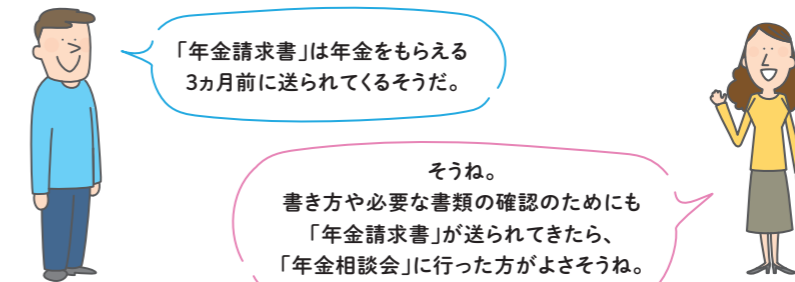
「コスモスクラブ」のお申込は、窓口の他、当行のホームページ、ATM画面のメニューボタン **コスモスクラブ入会** からもお申込可能です。

■コスモスクラブのご案内・ご照会はこちら

ちば興銀コンタクトセンター  **0120-89-7850** (音声ガイダンス2番)

携帯電話の方はこちら
(通話料はお客さま負担) **TEL 043-203-4612**

受付時間 9:00~17:00(土・日、祝日、銀行休業日を除きます)



■「年金請求書」(誕生日3か月前)送付にあわせて早めにご予約ください。

1対1でじっくり相談 **無料年金相談会**

年金相談会

ちば興銀の各支店で、公的年金のお受取り等に関するご質問に、社会保険労務士が個別相談でお応えします。(相談無料・予約制)

年金相談会についてのご予約・お問い合わせ

ちば興銀コンタクトセンター
年金相談会ご予約窓口  **0120-007-055**

携帯電話の方はこちら
(通話料はお客さま負担) **TEL 043-203-4614**

受付時間 9:00~17:00(土・日、祝日、銀行休業日を除きます)

WEB 予約受付中 **ちば興銀 年金相談会**




■快適なスマートライフにちば興銀アプリ

利用手数料 無料

残高・入出金 明細照会

普通預金の残高・入出金明細をリアルタイムで確認できます。入出金があった場合、スマホにお知らせ通知がくるので安心・便利。



Google Play  でお手に入れよう

App Store  からダウンロード

【ちば興銀アプリの利用登録に関するお問い合わせ先】
ちば興銀ダイレクトサポートセンター 平日 9:00~21:00 土日 9:00~17:00(祝日を除く)

 **0570-001-785** (通話料はお客さまご負担)

携帯電話からご利用いただけます。